

国際基督教大学図書館および国立大学法人一橋大学附属図書館の相互利用に関する覚書

国際基督教大学図書館を甲とし、国立大学法人一橋大学附属図書館（中央図書館）を乙として、甲乙間において、次の事項により覚書を締結する。

1. 目的

甲および乙は、相互に所蔵する資料について入館利用および現物貸借を行うことにより、相互の学術研究等の活動の支援に寄与することを目的とする。

2. 対象範囲

利用対象は甲および乙の構成員とし、対象資料は甲および乙が所蔵する資料とする。その具体的な対象範囲の詳細は、それぞれの図書館の規定に従うものとする。

3. 入館利用

- (1) 利用者は、学生証または教職員証等を提示し所定の手続きを経て、相互の図書館に入館できる。
- (2) 利用者は、相互の図書館規定に基づき、館内閲覧および文献複写等のサービスを受けることができる。

4. 現物貸借

- (1) 甲乙間の現物貸借は図書館を借受人とする機関貸借とする。
- (2) 現物貸借を利用できる者の範囲は、依頼館が現物貸借の対象者と認めた者とする。
- (3) 貸借にかかる業務は国立情報学研究所の NACSIS-ILL によるものとする。
- (4) 貸出期間 30 日間、貸出冊数は 10 冊までとする。
- (5) 紛失・毀損・汚損等に伴う弁償等については、貸出館の規定等に従うものとする。
- (6) 借り受けた資料は、館内閲覧による利用とする。

5. 費用

現物貸借にかかる経費は借受館が負担するものとし、国立情報学研究所の ILL 文献複写等料金相殺サービスにより決済を行うものとする。

6. 著作権

借り受けた資料は、その著作権の保護に留意して利用するものとする。

7. 有効期間

この覚書の有効期間は平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までとし、満了となる日の 2 ヶ月前までに甲乙いずれかからの解除・変更の申し出がない限り、更に 1 年間継続するものとし、その後も同様とする。

8. 協議事項

この覚書の解釈に疑義を生じた場合、またはこの覚書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

上記覚書締結の証として本覚書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保管する。

平成 23 年 3 月 1 日

甲 東京都三鷹市大沢 3-10-2

国際基督教大学図書館

図書館長代行

畠山 珠美

乙 東京都国立市中 2-1

国立大学法人一橋大学 附属図書館

附属図書館長

江夏 由樹

